

業務車両管理規程

(部分改正)

協栄コンサルタント株式会社

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (定義)
- 第 3 条 (規程及び法規の遵守)
- 第 4 条 (管理担当部門)
- 第 5 条 (安全運転管理者の選任)
- 第 6 条 (車両管理責任者)
- 第 7 条 (車両管理責任者の任務)
- 第 8 条 (車両検査)
- 第 9 条 (報告)
- 第 10 条 (安全運転の確保)
- 第 11 条 (運転者の報告)
- 第 12 条 (注意事項)
- 第 13 条 (事故責任)
- 第 14 条 (事故処理)
- 第 15 条 (準用)

附 則

業務車両管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、就業規則第54条に基づき、業務に使用する車両全般の運用管理に関する事項を定めたものであり、効率的運用と運転者の安全を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路交通法に定める自動車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 社有車 会社が所有する車両をいう。
- (3) マイカー 従業員が所有する車両をいう。
- (4) 業務車両 会社が業務に使用する車両（社有車及びリース車、レンタカー、業務使用マイカー等）をいう。
- (5) 運転者 運転免許を有する従業員のうちで、会社が業務車両の運転を許可した者をいう。

(規程及び法規の遵守)

第3条 本規程に定める車両関係者は、本規程及び道路交通関係法規のほか、会社が特に指定した事項を守らなければならない。

(管理担当部門)

第4条 会社が業務に使用する車両については総務部が統括管理を行い、点検・整備などについては、実際の車両使用部門が管理する。

(安全運転管理者の選任)

第5条 道路交通法第74条の定めにより、会社安全運転管理者を選任する。

- (1) 安全運転管理者は、従業員のうちから法定の要件を備える者を代表者が選任するものとする。
- (2) 安全運転管理者は、車両を使用する運転者に対し、安全運転確保のため交通安全教育指針に基づく交通安全教育を計画的に実施するとともに、日常の運転指導を図らなければならない。

(車両管理責任者)

第6条 業務車両の配属を受けた各事業所の長は、車両管理責任者として配属車両の具体的管理を行う。

(車両管理責任者の任務)

第7条 配属車両の管理につき、運転者が本規程、道路交通関係法規及び安全運転管理者の指定した事項に従って車両の運行及び保守等を行うように指示し、効率的におこなわれるよう監督を行う。

2. 車両の整備、事故の処理、その他車両管理業務の処理に関し、必要に応じて運転者とともに行動し、その処理にあたる。

(車両検査)

第8条 車両管理責任者は、配属車両の定期的検査を実施し、自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の新規及び継続申請を、総括責任者に対して行う。

(報 告)

第9条 車両管理責任者は、次の報告書を総括責任者宛てに提出しなければならない。

- ① 事故報告書 この場合、加害、被害を問わない。
- ② 事故始末書 この場合、100 パーセント被害のときは不要。
- ③ その他車両の運行に関し、重大な支障を生じたとき。

(安全運転の確保)

第10条 車両を運転する者は、道路交通法その他交通関係法規ならびに会社諸規程を遵守し、人命尊重の精神で安全運転を心がけ、会社の名誉体面を傷つけることのないよう努めなければならない。

(運転者の報告)

第11条 運転者は次の場合には、すみやかに車両管理責任者に報告しなければならない。

- ① 交通事故が発生したとき。
- ② 交通法規に違反し、刑事または行政罰に問われたとき。
- ③ 車両の事故等により、運行不能となったとき。

(注意事項)

第12条 運転者は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 運転免許証、車両検査証、講習修了者証等その他運転に必要な書類の携帯。
- ② 交通関係法規の遵守、特に酒気帯び運転の禁止。
- ③ 車両管理者の許可なく業務外に車両を用い、または他部署及び第三者に車両を貸与してはならない。
- ④ 車両の洗車、清掃を励行し、常に清潔にすること。
- ⑤ 車両管理責任者から指示された場所に格納すること。

(事故責任)

第 13 条 運転者が無免許、飲酒、酒気帯び、交通法規上の違反等及び私用により運転し事故を発生させた場合には、会社は一切その責任を負わない。また、会社負担の交通関係保険等も使用させない。

2. 車両管理責任者が運転者に対し無免許、飲酒、酒気帯び及び私用による運転を強要し、もしくはこれらの事情を知っていたにもかかわらず容認して運転させ、その結果事故を発生させた場合、運転者と連帯して責任を負う。
3. 運転者が事故現場もしくは事故後、独断で示談を行った場合、示談内容について会社は一切その責任を負わない。
4. 第 1 項、第 2 項及び前項によって会社に損害を及ぼした場合、会社は第 1 項及び第 3 項の場合に事故を起こした運転者に、第 2 項の場合には、運転者とその車両管理責任者に各々損害額を求償する。

(事故処理)

第 14 条 交通事故処理の手順、その処理にあたる者の分担及び必要費用の処理などについては、総括責任者の決定するところによる。

2. 交通事故に関するすみやかな解決をはかるため、処理の実情を調査し、また、保険補償できない金額について負担割合を決定する審議機関として、事故処理委員会を設けることがある。この委員会の構成は、総括責任者が決定する。

(準 用)

第 15 条 次の 1 つに該当する場合は、第 2 条(4)項の業務車両とみなし本規程を適用する。

- ① 従業員の所有者であって、会社より賃貸料を受けて会社業務らに使用する場合
- ② 従業員が会社の援助を受けて車両を購入し、会社の業務に使用する場合
- ③ 従業員の所有者であって、会社から業務上許可された車両で、ガソリン代または自賠責保険もしくは任意保険等の援助を受けて会社の業務に使用する場合

(附 則)

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正